

いわて木づかいサポーター登録制度実施要領

(目的)

第1 県内の民間事業者の県産木材の利用をサポートするため、県産木材の利用を積極的に提案する工務店等を「いわて木づかいサポーター」として登録し、民間事業者に広く周知することにより、県産木材の利用を一層促進することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、工務店等とは、岩手県内に本社を置き、県産木材を利用し、店舗、事業所等の木造化・木質化に係る設計又は施工、木製品の製作、木質燃料の製造等を行う企業、個人事業主、法人又は団体をいう。

(申請)

第3 登録を受けようとする工務店等（以下「申請者」という。）は、いわて木づかいサポーター登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、知事に提出するものとする。

(登録の要件)

第4 知事は、申請者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす工務店等を、いわて木づかいサポーター（以下「サポーター」という。）として登録するものとする。

- (1) 過去10年以内に、県産木材を利用した店舗、事業所等の木造化又は木質化の設計、施工、木製品の製作、木質燃料の製造等の実績があること。
- (2) いわて木づかいサポーター登録に関する同意書（様式第2号）に掲げるいわて木づかいサポーターとして遵守すべき心得に同意できること。

(登録)

第5 知事は、申請書等の内容が登録の要件を満たすと認められる場合は、当該申請者を登録するものとする。

また、申請者にその旨を通知して、いわて木づかいサポーター登録書（様式第3号）（以下「登録書」という。）を交付するものとする。

2 知事は、サポーターを、いわて木づかいサポーター登録台帳（様式第4号）に登録するものとする。

(サポーターの役割)

第6 サポーターは、登録書を事務所内の県民の目に触れやすいところに掲示するものとする。

2 サポーターは、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) 民間事業者に対して、県産木材の利用を積極的に提案すること。
- (2) 県の広報媒体への掲載等に協力すること。

(広報)

第7 県は、サポーターの名称、県産木材の利用に関する取組内容等について、ホームページ等により広く民間事業者に周知を図るものとする。

(変更の届出)

第8 サポーターは、登録内容に変更があった場合は、速やかにいわて木づかいサポーター登録変更届出書(様式第5号)を知事に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第9 サポーターは、登録を辞退する場合は、いわて木づかいサポーター登録辞退届出書(様式第6号)に登録書を添付の上、速やかに知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第10 知事は、サポーターが、サポーターとして遵守すべき心得に沿った取組を実施していないと認められるとき、法令等に違反したとき、その他サポーターとして適当でなくなつたと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付してサポーターにその旨を通知するものとする。

3 登録の取消しを受けた場合、サポーターは速やかに登録書を知事に返納するものとする。

(所掌)

第11 この要領に関する事務は、岩手県農林水産部林業振興課において所掌する。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。